

部長及び参事官
殿
所 属 長

県民発第70号
(総務部企画課)
平成28年3月14日
30年保存(口訓)
本 部 長

死傷者多数事案等発生時における被害者支援対策室設置要領の制定
について(通達甲)

県警察における死傷者多数事案等発生時における被害者支援については、「死傷者多数事案等発生時における被害者支援対策室設置要領の制定について(例規)」(平成25年6月11日県民発第94号)を制定しているところであるが、高知県警察公文書管理規程(平成27年6月本部訓令第18号)の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、別添のとおり「死傷者多数事案等発生時における被害者支援対策室設置要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようになされたい。

別添

死傷者多数事案等発生時における被害者支援対策室設置要領

第1 趣旨

この要領は、死傷者多数事案等が発生した際に、被害者等（被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。以下同じ。）に対する組織的な被害者支援を初期段階から迅速かつ的確に行うために設置する被害者支援対策室（以下「対策室」という。）の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要領における「死傷者多数事案等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- 1 多数の死傷者を伴う殺人、傷害等の事件又は事故
- 2 被害者等の状態等から社会的反響が大きいと認められ、多数の被害者支援要員の運用を必要とする事案

第3 対策室の設置等

1 設置

- (1) 死傷者多数事案等の発生地を管轄する署長又は高速隊長（以下「発生地所属長」という。）は、当該事案の発生に際し、対策室を設置する必要があると認めるときは、県民支援相談課を經由して本部長に設置要請を行うものとする。
- (2) 本部長は、(1)の設置要請を受けて対策室を設置する必要があると認めるときは、被害者支援を一元的かつ効率的に実施するため、必要に応じて発生地を管轄する署又は高速隊その他の適当と認める所属に、対策室を設置するものとする。

2 設置期間

対策室の設置期間は、原則として設置要請を受けた日から1週間とする。ただし、本部長は、事案の内容、被害者等の状況等を勘案し、これを延長又は短縮することができる。

3 体制及び任務

(1) 被害者支援対策室長

ア 対策室に、被害者支援対策室長（以下「対策室長」という。）を置き、県民支援相談課長をもって充てる。ただし、これにより難しいときは、本部長が別に指名するものとする。

イ 対策室長は、発生地所属長と協議を行い、死傷者多数事案等における被害者支援全般を統括処理する。

(2) 総括班等

- ア 対策室に、総括班、被害者支援班、後方支援班及び報道対策班を置く。
- イ 総括班、被害者支援班及び後方支援班については県民支援相談課被害者支援室員、被害者支援要員その他必要な職員を、報道対策班については死傷者多数事案等の発生地を管轄する署又は高速隊の広報担当者及び総務課の広報担当者をもって充てる。
- ウ 各班の任務については、別表の死傷者多数事案等発生時における被害者支援対策室の体制及び任務のとおりとする。

(3) 事務

対策室に関する事務は、県民支援相談課被害者支援室において行うものとする。

第4 被害者支援要員の運用報告及び派遣要請

対策室における被害者支援要員の運用に関する報告及び対策室の設置に伴う被害者支援要員の派遣要請は、対策室の設置を要請した所属長が行うものとする。この場合における被害者支援要員の運用報告及び派遣要請については、「高知県警察指定被害者支援要員制度実施要領の制定について(通達甲)」(平成28年3月14日県民発第66号)第7の2及び第8を準用する。

第5 その他

被害者支援の運用に関し、他の規程に別段の定めがある場合は、その定めるところによる。

別表（第3関係）

死傷者多数事案等発生時における被害者支援対策室の体制及び任務

